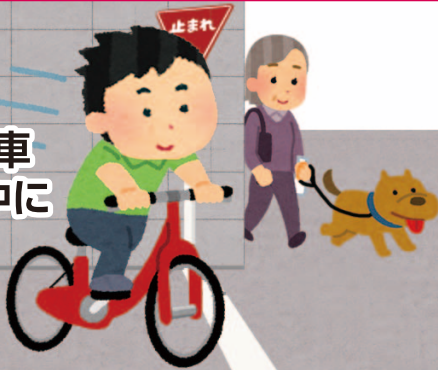


自転車損害賠償保険 入ってますか？

1

自転車
利用中に



2

事故を
起こしてしまった



3

自転車
損害賠償
保険に
入って
いなかった…

ケガを
させてしまった



補償をする
保険に入っていない…

4

高額な
賠償請求が…



兵庫県では条例により、自転車を利用する場合、**自転車損害賠償保険等（他人の生命又は身体の損害を補償する保険又は共済）**に加入しなければなりません（義務）。

業務として自転車を利用する場合は、**事業者（個人事業主を含む）**が事業者向けの保険に加入する必要があります。

現在加入している保険などを確認し、自分にあった保険等を選んで加入しましょう。

「条例」…自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

高額賠償事例

兵庫県でも発生!!



高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を運転中、前方の歩行者と衝突。歩行者に重大な障害が残った。
(横浜地裁 平成17年)

損害賠償額
約5,000万円



高校生が自転車で道路を斜め横断し、向かってきた自転車と正面衝突。対向自転車の運転者に重大な障害が残った。
(東京地裁 平成20年)

損害賠償額
約9,200万円

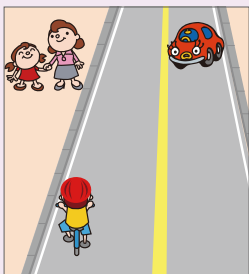


信号無視をした自転車が横断歩道を歩いていた高齢者と衝突。高齢者は死亡。
(東京地裁 平成26年)

損害賠償額
約4,700万円

1

自転車は、
車道が原則、
歩道は例外



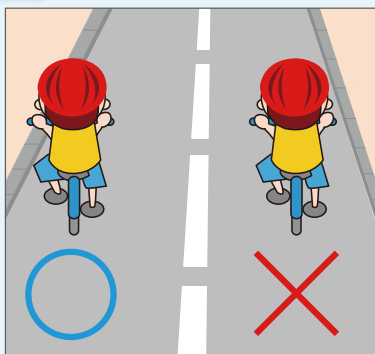
自転車は例外として、次の場合は
歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示で指定された場合。
- 運転者が児童・幼児、70歳以上の高齢者または車道通行に支障がある身体障害者であるとき
- 交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ない場合



2

車道は左側を通行



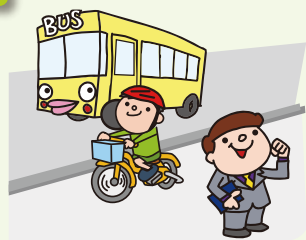
自転車も 交通ルールを守って 安全に利用しましょう！

自転車安全利用五則



3

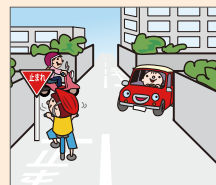
歩道は歩行者優先で、
車道寄りを徐行



4

安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライト点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5

子どもは
ヘルメットを
着用

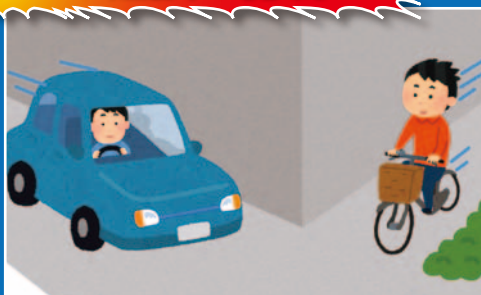


自転車は車(軽車両)です。道路交通法により、守るべきルールが定められています。気軽な乗り物であることから、正しいルールを知らずに危険な運転をして、交通事故に遭う人が後を絶ちません。

自転車事故につながる危険な行為



一時停止をしない



見とおしの悪い交差点で徐行をしない



スマートフォン操作等のながら運転



通行禁止場所の通行

自転車運転者講習制度

14歳以上の者が信号無視など一定の危険な交通違反を繰り返すと、講習(自己負担)を受けなければならない場合があります。

受講命令に従わないと



5万円以下の罰金

詳細は兵庫県のHPを！

兵庫県 自転車の交通安全

検索